

北タイにおける雲南人「難民」の定着初期過程における生存戦略 —国籍取得と台湾とのネットワーク構築をめぐって—

Life Strategy of “Refugees”: The Case of Yunnanese Chinese Migrants with Special Reference to Citizenship and Development Aid from Taiwan

王 柳蘭

WANG Liulan

There are more than 90 villages of Yunnanese Chinese migrants along the Thai/Burmese border. They are referred to in Thai ethnic term as “Ho” and they call themselves “Yunnanren” in Chinese. However, they also refer to themselves as “refugees” and to their place of habitat as “refugees’ villages” when they communicate with others, especially with people in Taiwan. In order to understand the connotation of these words, we need to examine the transition of the legal status of Yunnanese historically and changes of socio-political situations surrounding them in Thailand, especially relating to citizenship. Also, the process of connecting between the Yunnanese and Taiwan is explored with special reference to development aid in education and house construction.

1. はじめに

現在、北タイの国境地域には中国雲南省から移住してきた雲南系中国人が多数居住している。彼らは自称「雲南人」といい、タイ語ではホ（Ho）あるいはチーン・ホー（Chin Ho）と呼称されてきた。本論では以下、雲南人を用いる。

これら雲南人集落の住民には、漢人とムスリムの双方が含まれ、彼らは異なる歴史的経緯によって、19世紀末から20世紀末のあいだに段階的に移住してきた。雲南人社会で興味深いのは、彼らは自分たちのことを「難民」と中国語で自称し、雲南人が住む集落を「難民村」と呼んできた点にある。本論では、彼らが自らを「難民」と呼んできた背景を、彼らのタイにおける初期の定着過程から位置づけると同時に、異国における不安定な

政治的環境の中で、いかに彼らが「難民」を脱して定着化を図り、安定的な移民社会の構築を目指してきたのかについて、国籍取得をめぐる問題と台湾との海外ネットワークから描きだす。

従来、タイにおける雲南人社会については、国民党軍兵士やその末裔をめぐる法的、政治的問題について議論した研究〔Kritsana 1990；片岡2004；Wittaya 1996〕、雲南人移民社会の移動とそれに伴う社会変動やエスニシティの変容を論じた研究〔Chang 1999、2001、2002；谷口2001；王2004、2006、2007、2008；Wang 2006〕、雲南人商人をめぐる交易活動を歴史的あるいは人類学的視点から調査した研究〔Chang 2004；Forbes 1987；Forbes and Henley 1997；Hill 1998；吉松2003〕などに分けられる。

しかしながら、従来の研究では、雲南人が居住す

るホスト社会との政治的関係性の中で、どのように国家に対峙しながら定着化を図り、かつ国外とのネットワークを同時並行的に展開してきたのかについては議論されてこなかった。難民・移民を国民国家の中で捉えてしまう限り、彼らの生活世界の広がりを十分に認識することはできない¹⁾。例えば、難民・移民を国家側の視点から同化や排除の対象として位置づける視点は、当事者がどのように自らが生きる世界を認識しているのかについての配慮に欠けている。他方、難民・移民をめぐる国境を越えたネットワークを論じるだけでは、居住国において移民が定住していく戦略を見逃してしまうことになる。難民・移民研究に求められているのは、彼ら自身がどのように複数の生存戦略を使い分けながら、ホスト社会において定着化を進めていくかという点ではないだろうか。

以下では、雲南人のタイにおける初期の定着過程に着目し、彼らがホスト社会でおかれた政治的・軍事的環境を踏まえつつ、そのなかでいかにタイへの定着化が模索されたのかについて記述する。さらに、定着化と表裏一体の関係で、彼らがタイ国籍をどのように取得していったのかについて述べる。最後にこうしたタイ国内における定着化の動きと並行して、雲南人がいかに台湾との開発援助を通じたネットワークを通じて、文化的・経済的資源を獲得していったのかについて記述していく²⁾。

2. タイ国家の中の「難民」—雲南人をめぐる対応とそのまなざし

(1) タイにおける雲南人社会の形成

タイにおける雲南人の移住の経緯は個人レベル

で見れば多岐にわたる。雲南人からの聞き取りを総合すると、集落の誕生と発展には、1) 20世紀前半までに北タイに移住し定着した雲南人商人による萌芽的な集落形成期、2) 1950年代から1960年代初頭におこった国民党軍の到来にともなう集団的な集落形成期、3) 国国民党軍集落成立以後にみられる新たな移動の動き、という3つの段階がある[王 2004]。このうち、1) の移住波は小規模で、雲南人のなかでも雲南系ムスリムが主体であり、現在では彼らの末裔がチェンマイ市やチェンライ市などの都市部に少数定着している。これに比べて、北タイ在住の雲南人人口の圧倒的多数を占めるのは、2) と3) の時期に移住した人びとである。両者には雲南系ムスリムと雲南系漢人が含まれている。このうち、タイへの移住人口として規模が大きかったのが、雲南系漢人であり、なかでも国民党軍関係者が多数を占める。

国民党軍がタイに定着をはじめたのは、2度の大きな政治的・軍事的契機による。国民党軍は1950年に中国国内における共産党との内戦に破れ中国を離れた後、ビルマに居留し軍隊を維持し続けた。しかし、国民党軍による領土の占拠はビルマ政府の反感を買い、最終的に国民党軍は国連からの通達を受けてビルマから国外退去を命じられた。その結果、1953年と1961年の2度、国民党軍の多数は台湾へ逃げたが、その一部がタイへ逃れ、再移住した[cf. 柏 1982; 鄧 1961; Chang 1999]。同時に、1949年前後に中国の内戦に伴う社会的混乱と疲弊から、中国からビルマに避難していた民間の雲南人も、ビルマでの生活の不安を理由にさらにタイに再移住した。

1950年代以後、国民党軍と民間人を含む雲南人がタイに形成した「難民村」は、定着化にともな

って増加してきた。1979年時点では26箇所、1982年では33箇所が多く見積もっても40箇所である〔柏1982:117〕。1995年では64箇所である。1995年時点における集落分布の内訳は、チェンライ県35箇所、チェンマイ県21箇所、メーホーンソン県6箇所、ターク県1箇所、カンチャナブリ県1箇所である〔中國災胞救助總會編 1995:1〕。現在の村落数は後に述べるように約90箇所以上と推定される。こうした村落数の変化は、彼らがタイに入国後も移動を繰り返し、分村を形成していくことを示している。

(2) タイ国家から見た雲南人

雲南人がビルマから北タイに定着を開始した1953年以後、タイ政府は、雲南人についてどのような考え方をもっていたのであろうか。1950年代から1960年代初頭にかけて、タイ政府は雲南人についてさまざまな対応策を試行錯誤的に繰り返してきた³⁾が、国民党軍の進退について本格的に取り組んでいなかった。もっとも、タイ政府は台湾との交渉を開始する以前から国民党軍について一定の見解を示していた。1961年5月17日、サリット元帥は、国民党軍をあくまでもタイに入国させないという指針を出していた。その内容はおおかたつぎのようであった⁴⁾。

- ① 国民党軍と交渉して、迅速にタイの領土から撤退してもらう。なぜなら、彼らがタイに入国するとその後にやっかいな問題を生じさせると思われるからである。
- ② 国民党軍が出国を拒否する場合には、彼らを武装解除させ身柄を拘束し、その旨を国軍最高司令部に報告する。

- ③ 国民党軍が出国を拒否し、しかも武装解除しない場合、陸軍あるいは警察に彼らを監視させ、必要な場合の自己防衛に限って、彼らに対して武器使用も許可する。
- ④ 国軍最高司令部が国民党軍の撤退に関する外交交渉を行っていく。
- ⑤ 国軍最高司令官の命令がある場合にかぎり、国民党軍に対して武力を行使して国外から撤退させることができる。

以上から、1960年代初頭におけるタイ政府の方針は、国民党軍をタイに入国させない点に主眼をおいている点に特徴がある。そこにはさまざまな理由があると思われるが、ひとつは国民党軍の武器保有の問題、もうひとつは麻薬の問題であったと考えられる。

前者の問題については、1961年に国民党軍がビルマから第2次撤退の決定を受けてから、その主要部隊のうち、第1、2、4軍は台湾に帰還したが、第3軍と第5軍はそのままタイの国境近辺に定着し、ビルマで組織していた軍の部隊をそのままタイに持ち込んだ点と深く関係している。すなわち、武器、ラジオなどの情宣機器、馬やラバなどの運送用具などを保有したまま、彼らはタイに住み始めていたのである⁵⁾。

第2は麻薬についてである。ここでは国民党軍と麻薬の関わりについてすでに多くの先行研究があるのでその詳細には触れないが⁶⁾、国民党軍は、ビルマに駐屯している時から、軍の維持と生計のために麻薬取引に関与していたといわれる。1950年代末以後タイ政府は麻薬を全面的に禁止していたにも関わらず、彼らは1961年にビルマから撤退勧告を受けた後も、ビルマ・タイ国境近辺にお

いて麻薬取引にかかわり続けたといわれ、麻薬に関与し続けた背景には、彼らが台湾へ帰還しなかったために台湾からの公的援助がカットされたことが関係しているという⁷⁾。国民党軍の麻薬による資金調達は、主要な部隊が台湾に撤退した後、あらたに住みついたタイで軍の維持と生計のために必要不可欠であったのである⁸⁾。

(3) 台湾との外交交渉とその結末

タイ政府は上記のような指針を出していたにも関わらず、雲南人問題についての対策を本格化させていなかった。そのため、1953年以後、国民党軍人ならびに従軍経験や軍人の近親者をもたない民間の雲南人が北タイ国境で不法に滞在し続けた。タイ政府が国民党軍の取り扱いについて台湾と外交交渉をようやく開始したのは1968年になってからである。すなわち、1968年以後から1970年にかけて、台湾とタイ政府との外交交渉は計4回行われた。ここではその詳細は述べないが、興味深いのは、タイに残留していた国民党軍と台湾との間には利害関係にズレがあり、国民党軍側は台湾への帰国を強く望んでいなかったという点である⁹⁾。

例えば、1970年1月7日、タイの軍参謀が台湾に行き、台湾の参謀と直接会見した。その会見の目的は、台湾側と国民党軍第3軍の李文煥将軍と第5軍の段希文将軍の間で解決できなかった2点について交渉することにあった。

1点目は、李将軍が台湾に帰還したあと、彼の軍隊を台湾側に預けることを李将軍が拒否した点についてである。台湾側は、李将軍が軍隊を台湾に預ける意志を疑っており、李将軍は一時的に軍を台湾側に預けはするが、その後、自分の影響力

を使って再び軍を管理するのではないかと危惧している点。2点目は、段将軍と李将軍は1961年以後、多くの国民党軍部隊が台湾に撤退した後の9年間、台湾政府からの援助がなかった。両将軍は、その間に軍を養うために使った380万バーツを台湾に請求した。台湾側はこの2人の借金については責任をもてないと主張していた。

その後、1970年2月3日、タイ側の軍参謀は、李将軍と段将軍を国軍最高司令部のオフィスにより、彼らに台湾との交渉結果について報告した。李将軍は、交渉が始まる前から台湾に帰る意思はないと言っていた。その理由は、李将軍の軍隊は国民党軍の正規軍ではなく、軍人はみなビルマの地元で集めたものであり、志願兵にすぎないからであった。これに対して、段将軍は、当初、台湾に帰ると答えていたが、参謀の話を聞いて台湾には帰らないと主張した。その際、段将軍は台湾住民とは利害関係がなく、一緒に戦いで辛苦をともにしてきた部隊といまさら別れることはできないなどの理由を述べた¹⁰⁾。

このように、国民党軍第3軍の李将軍と第5軍の段将軍は台湾にもはや帰還する意思はなかった。その後の最終的な交渉の結果、タイ側と国民党軍側の双方の利害が合致し、国民党軍がタイ社会に軍事的貢献を行うことを条件に、タイでのあらたな生活の可能性が開かれた。すなわち、国民党軍とタイ政府が、タイの共産ゲリラ撲滅のために軍事的協力をを行うという点である¹¹⁾。

具体的にはつぎのような準備が進められた。1970年9月、タイ政府は国民党軍第3軍と第5軍に対してそれぞれ10万バーツを支給した。そして、タイ政府は国民党軍を共産ゲリラ地帯へ派兵するにあたり、国軍最高司令部に国民党軍関係者

の管理の責任を負わせた。そしてタイ政府の管轄のもと、第3軍と第5軍が再編されて「04司令部」があらたに作られた¹²⁾。

その後、タイ政府は1970年以後、国民党軍の第3軍と第5軍の一部を共産ゲリラが潜伏しているチェンライ県のドイ・パーモン（Doi Phamon）、ドイ・ルアン（Doi Luang）、ドイ・ヤオ（Doi Yao）の山岳地に派兵した。戦闘は1970年12月から1973年11月17日の最後の作戦まで続いた。その間、大きな戦闘は9回おこなわれたが、共産ゲリラを1974年までにはほぼ鎮圧することに成功した¹³⁾。

同時に、1970年末にはタイ国軍最高司令部は国民党軍関係者の人口、武器保有状況について調査を開始した。また、1972年に入ると、国軍最高司令部と国内治安維持司令部の協力体制のもと、国民党軍を対象とした村落の設立とその整備、職業開発などに関与する方針が打ち出された。その結果、国民党軍関係者が居住する村13箇所が国軍最高司令部の管轄下におかれた。具体的にはチェンマイ県8箇所、チェンライ県3箇所、メーホーンソーン県2箇所である¹⁴⁾。

3. 「落地生根」への思い—国籍取得から考える

(1) 国籍取得への道

以上のように、1970年以後、国民党軍はタイ国家の管理下におかれることになった。もともと、国民党軍関係者は台湾に帰還する意思はなく、タイへの定着化こそが自分たちを生かす最後の選択肢と認識していた。それだけに彼らにとってタイへの定着化がタイ政府によって受け入れられたこ

とは不幸中の幸いであった。

しかし、彼らにとってタイへの定着化、あるいは「落地生根」の思いとは、ただ単に生活の基盤を得るために居住地を確保するのみならず、その合法性と恒久性を保証する国籍の取得を目指したものであった¹⁵⁾。すなわち、国民党軍にとって自らの生存を保障するうえで不可欠なのはタイ国籍であった。

つぎにあげる国民党軍第3軍の軍長である李文煥のスピーチは、国民党軍の定着化への思いと国籍取得の願望が表裏一体であることを示している。これは1975年9月13日に李將軍がマスコミに対して語った内容である¹⁶⁾。

わたしには帰る家も生きていく國もありません。というのは、故郷は共産党に制圧されたからです。さらに台灣もわたしたちに関心がありません。このように今日わたしが生きているのも国王陛下の偉大なるお慈悲、タイ政府とタイ国民の深慮からです。こうしたおかげで、わたしはタイ社会に20年も暮らすことができました。本当にタイ国とタイ国民には感謝しております。（…中略…）

わたしは自分はいつもタイ国民の一人であることを自覚していること、タイ社会と20年以上の付き合いからそうおもっていることをまず主張させてください。タイの文化、風習とタイ人の気質をも受け入れました。生き方についても、タイ人とのつながりは互いに切り離すことはできません。とくに、教育についてはタイ人となるような大きな変化もありました。青年たちの教育については、国軍最高司令部の指揮で整備され、学校の設立や

先生の派遣が行われています。宗教についてもタイ人とはうまくいっていますし、出家している人もいます。

こうしたことから、わたしのとってきた行動は、十分にタイ人であるといつてもいいと思います。しかし、法律上はまだタイ人ではありません。それでわたしは法律にしたがってタイ国籍をくださいとお願いしました。タイで自分達の役割をさらに担っていくためです。(…中略…) まだそう昔のことではありませんが、北タイではタイの平和をおびやかす事件がおこりました。わたしたちは自分たちを守るために、そしてその土地に住む民間人をまもるためにも、志願兵を組織する許可をもらいました。最初にタイにきた時に武装解除させられた武器を戻してもらいました。

この事件というのは、パートン(Pha tang)、ランタン(Lang thang)、フェイジャモー(Hui ja mo)の土地を占領しようとしていた外からきたコミュニストによるものです。自分たちを守るため、そして民間人を守るため、わたしたちは何度もこのコミュニストを制圧するために戦いました。この共産主義破壊分子を数千人殺しました。しかしおきた志願兵にも300人以上の死者がでました。負傷者も多数出ました。それで国軍最高司令部はあわれんでくれ、日用品や病院の手配もしてくれました。というのも、国軍最高司令部がわたしたちを管理する任務をおっていたからです。ここで強調しておきたいのは、この件について自分たちは、あくまで志願したのであり、それは国軍最高司令部が命令してわたしたちに戦えといったのではありません。国軍最高

司令部はそうした命令をわたしたちにしたことはありません。わたしたちは自分たちの役割であると思って参加したのです。

以上の内容は、国民党軍関係者がタイにいかに強い忠誠心を持っているか、また、“タイ人”としての文化的素質を十分に兼ね備え、タイ国家にいかに貢献しているのかを強調し、国籍取得が彼らにとって定着化するうえで不可欠であることを示している。

それでは、タイ政府はいつどのように彼らにタイ国籍を付与はじめたのであろうか。また、現実に雲南人が定着化を進めていくなかで、国籍取得はどのように進んできたのであろうか。結果的にみれば、1970年から1974年に行われた共産ゲリラの掃討は、雲南人の合法的な定着化の道を開いた。すなわち、1978年の内閣閣議決定では、彼らへの国籍付与について以下のことが決定された¹⁷⁾。

1) タイ国籍を申請することができるのは、以下の
人びとである。

- 1.1 共産ゲリラ掃討に際して、負傷した者およびその家族
- 1.2 共産ゲリラ掃討に際して、死亡した者の遺族
- 1.3 戦闘の事務に関与して死亡した者の家族
- 1.4 ドイヤオ、ドイパーモン、ドイルアンにおいて共産ゲリラを掃討した経験のある者およびその家族
- 1.5 現在もチェンライ県チェンコーン郡パートン(Pha tang)村、チェンセーン郡メーエップ(Mae aep)村に居住する家族で、

品行方正で、刑事事件を犯したことがない者。この場合は、軽犯罪あるいはそれに準ずる軽罪や過失程度の罪は除く。

1.6 04 司令部の管轄下の土地で 5 年以上経過し、かつ品行方正で刑事事件で禁固刑以上の罪を犯したことのない者。禁固刑を犯した者は、5 年を経ていなければいけない。この場合、禁固刑は軽犯罪あるいはそれに準ずる犯罪、あるいは過失程度の罪である。

- ・規定 1.1—1.5 については、最重要緊急事項として同等に扱っていく。1.6 に該当する者は、タイに居住地を得た入国者として、外国人登録 証（bai samkhan pracamtua khon tangdao）の付与と住居登録（thabien ban）を行い、その後順次、当該役人の公平な判断によってタイ国籍を与えていく。
- ・本項における家族とは、父、母、妻および子で、本人がタイに居住し、04 司令部の登録簿に登録されている者に限る。

2) 原則的に元国民党軍難民はすべて国籍の変更が考慮される。その実施は段階的におこなわれていく。

さて、この規定をみてみると、1978 年の時点でタイ国籍付与の対象者となるのは、1.1 から 1.5 にあるように、共産ゲリラの掃討に関与した人びとである。このように、1978 年以後、共産ゲリラに参戦した元国民党軍、とりわけ第 3 軍と第 5 軍に属する兵士とその家族や遺族が、国籍付与の対象者として選ばれることになった。

しかし、1.6 にあるように、元国民党軍であれ

ば掃討戦に参戦していないなくても、国籍付与の可能性は残された。1.6 に記されている 04 司令部とは、タイの国軍最高司令部が国民党軍の管理のために設置した組織である。04 司令部の管轄下に住む者とは、すなわち、元国民党軍のことをさす。彼らは、共産ゲリラ戦闘経験者のように国籍はすぐに付与されないが、不法移民から合法的な入国者としての地位に変更が認められ、その後、順次、タイ国籍へと変更がなされることになった。

こうした国民党軍への優遇政策は、実施面においてもいくつかの待遇が処され、法的には“特別”裁量として位置づけられている¹⁸⁾。それらは 4 つの項目からなる。①通常、国籍変更の希望者は、自ら出頭することが条件であるが、この場合、役人がみずから村に行き、彼らから申請の資料となる情報を収集し、申請手続きを行った。②国籍変更に伴い手数料として通常 50,000 バーツを支払うが、彼らの収入を考慮し、この時点における対象者は手数料を免除された。③毎年入国許可における国籍変更の申請者は 200 人というクオータ制になっているが、彼らの場合にはそれは適用されない例外とした。④タイ国籍取得者に対して、タイ語の読み書きや、タイの風俗習慣を身に付けさせるために講習会を開いた。

(2) 国籍取得の光と影

それでは、いったいどれだけの雲南人がタイ国籍を取得したのだろうか。雲南人に関する閣議決定が行われた 1978 年から 1984 年までの間に、5 期に分けて、タイ国籍付与ならびに合法的な入国者の身分への変更が元国民党軍関係者に認められた。第 1 期は 1978 年 8 月、第 2 期は 1978 年 9 月、第 3 期は 1980 年 2 月、第 4 期は 1981 年 5 月で

ある。第5期については不明である¹⁹⁾。正確な統計データは公表されておらず、手元にある複数資料のあいだで数値に違いがあるが、タイのもと軍人の記録では、第1期から第3期にかけてタイ国籍を取得したのは2,904人で、第4期と第5期では、それぞれ、1,626人と8,544人に合法的な外国人入国者(khon tangdao pen bukkhon khao muang thuktong tam gotmai)としての身分の変更が認められた²⁰⁾。すなわち、第1期から5期間に、タイ国籍あるいは合法的に入国者の身分を与えられた人は、合計13,704人になる。

つぎに、雲南人の中で、国籍取得者の占める割合はどのくらいなのであろうか。おなじく、統計資料がないため正確には分からぬが、1979年における国民党軍の数は10,544人である²¹⁾。これをもとに、すくなくとも、先の第1期から第3期までの割合は大まかに知ることはできる。第3期の1980年2月までの国籍取得者は2,904人があるので、この時点におけるタイ国籍取得者の割合は約27.5%にすぎない。1994年現在では、タイ国籍取得者は100人程度しか増えていないという²²⁾。こうしてみると、タイ政府の雲南人への国籍付与は、1970年代のタイ国内の特殊事情により一時的に行われたと考えられる。

(3) 国籍取得をめぐる生存戦略

雲南人は、タイ国籍を持っていることを「有字(you zi)」すなわち、証文がある、という表現をよく使う。タイ国籍以外には、「難民証(nan min zheng)」と「隨身証(sui shen zheng)」あるいは「華僑証(hua qiao zheng)」があると説明する。すでに述べたように1950年代以後にタイに定着した雲南人は、国民党軍関係者であれ、民間の避

難民であれ不法に入国したケースが圧倒的に多かった。タイ政府は彼らを管轄するにあたり、国民党軍関係者をタイ語でadit thahanchin khanachat(元国民党軍人)、民間の雲南人避難民をchin ho opphayop(チンホー難民)として管理し、身分証を持させた。雲南人は自分たちの不法入国の経緯から自らを「難民」として認識するため、タイ政府が彼らに与えた身分証を総じて「難民証」とよぶ。

他方、雲南人が指す「隨身証」あるいは「華僑証」とは、上述の外国人登録証に相当する。タイにおける雲南人の居住が長期化していくにつれ、国益にかなった雲南人の一部から、特別裁量でタイ国籍が付与され、あるいは合法的な入国者としての身分の変更が認められた点はすでに述べた。1984年以後、元国民党軍関係者のみならず、民間の雲南人避難民であるchin ho opphayopに対しても、合法的な入国者の地位が認められた²³⁾。

ところが、雲南人社会の国籍について調査すると、その内実はじつに多様であることが分かった。例えば、国民党軍兵といっても、必ずしもタイ国籍をもっているとはかぎらなかつた。例えば、筆者が1995年にチェンライ県のルアムジャイ(Ruam jai)村で出会った元国民党軍人は16歳のとき、1950/1年ごろに中国雲南省の順寧から逃れ、ビルマで国民党軍として入隊し、1961年にタイに入国した。1995年現在の時点ではまだ国籍を取得していなかつた。同様に、2000年に筆者が訪問したチェンマイ県の国民党軍第3軍の管轄下にあったタンゴップ(Tam ngop)村では、当時戸数980世帯、約4700人が居住していた。村長とのインタビューでは、タイ国籍保持者はたつた400人程度で、残りの約400人は「隨身証」をも

ち、大多数は依然として「難民証」であるという²⁴⁾。

また、国民党軍ではない民間の雲南人避難民は、1978年の時点では国籍付与の対象にはなっていなかった。雲南人のなかでも、元国民党軍人たちは自分たちのことを「国軍」、「国民党軍」、「遊撃隊」と呼ぶ。他方、民間人たちは、自分たちのことを「老百姓（庶民）」あるいは「生意人（商人）」という。このうち民間人移民一世たちは、国籍取得についてしばしば筆者に皮肉まじりでこういった。「国籍をもらったのは国民党軍だけですよ。彼らはタイ政府に雇われた兵士だったんですよ。だからタイ国籍を与えられたのです」。実際、民間の雲南人避難民が合法的な入国者としての地位を考慮されるようになったのは、ようやく1984年になってからである²⁵⁾。

したがって、一部の国民党軍関係者を除き、実際の雲南人社会における国籍取得の道は閉ざされていた。そのため、雲南人たちは、政府が規定している政策とは異なった方法でタイ国籍を取得した。通常、彼らは多額の申請料を支払ってタイ国籍を取得したり、商売上で知り合った他の少数民族ですでにタイ国籍をもっている者から戸籍上の名前を譲ってもらうなどの方便を利用する。また、雲南人が自ら山地民と詐称し国籍取得を可能にするケースもあるという²⁶⁾。もっとも雲南人の間では、誰がどのような方法で国籍を取得したのか知らない場合や、知人の間柄でも互いにタイ国籍をもっているのか知らないことも決して珍しくはない。少なくとも以下の3例に挙げるように、タイへの移住経緯と定着の年数、家族関係などによって、雲南人社会の国籍取得をめぐる戦略は多様であることが分かる。

事例1 元国民党軍人でタイ国籍取得をした場合 一合さん一家

チェンライ県M村に住む40代の合さん（男性）は、雲南人二世である。合さんの父は雲南の景洪出身で、中国の内戦が激化する1949年前後に雲南を離れ、1950年代にビルマで国民党軍部隊に入隊した。M村は国民党軍第5軍の段希文将軍によって1961年以後に設立された。段将軍の部下として雲南系ムスリムの沐国喜が指揮官を務めていたこともあり、M村には雲南系ムスリムの出自をもつ元国民党軍の末裔が住んでいる。2007年8月の時点で、約30世帯の雲南系ムスリムが居住していた。彼らのほとんどが元国民党軍人の家族やその末裔である。

M村の国民党軍人は上述した1970年代の共産ゲリラ掃討において多くの犠牲を払った。合さんの父も元国民党軍人であったので、タイ国籍を取得した。父がタイ国籍を取得していることから、合さんもタイ国籍を持っている。

事例2 国籍取得に成功した馬さん

馬さん（男性）は2000年調査現在、70歳過ぎであった。中華人民共和国が成立した後に政治的・社会的混乱を逃れ、1950年に中国雲南省通海県からビルマを通過し北タイに移住してきた。馬さんは国民党軍人ではなく、商人として定着をはじめた。ビルマから北タイ国境の町メーサイを経て、チェンライ県周辺の山岳地域に居住し、バンコクとの往来生活を続けながら、チェンマイ市で客家系の女性を娶った。結婚後は茶の生産販売で生計を立ててきた。

馬さんは国民党軍人ではなかったので、タイに移住した当初は「難民証」の身分証を持っていました。

タイに定着してから、生業は安定していたものの、1960年代に入ると東南アジア諸国で共産ゲリラの勢力が高まりはじめた。馬さんは、中国の共産党が自分を含めた海外に住む華人を捕えにくることを恐れた。こうした中国への恐怖心は、身近な潮州系華人たちが中国に連行されていくことを知るにつれ、ますます強まった。加えて、3人の子供を持つ馬さんは、もはや中国に帰国できる見込みがなくタイへの永住化しか選ぶ道はないと考えた。自分の子供の将来を考えるとタイ国籍は是非とも必要であった。タイ国籍がなければ、大学進学できない。子供たちには順調にタイ社会の中で就職し、生活を築いてほしいと願った。

そこで、馬さんはタイ国籍を取得するため、1970年代初頭、内務省に申請をした。当時、多くの雲南人はまだ難民であり、合法的にタイ国籍を取得する人は、100人中2、3人しかいなかつたという。馬さんは具体的な申請内容について多くは語ってくれなかつたが、申請には収入、職業、家庭状況などが審査の対象となつた。特に、タイ政府は雲南人が申請する場合、職業について調べたという。もしアヘンの密売であれば、タイ国籍は付与しないことになつていた。馬さんによれば、当時の雲南人は、この職業の審査ではねられる場合が多かつたという。馬さんは、当時、お茶や養鶏のビジネスに従事していて、生計も十分成り立つており、職業上問題はなかつた。馬さんは当時の額で言えば、5万バーツ、現在に換算すれば50万バーツに相当する額を支払つたと説明する。

ところで、タイ国籍の非保持を示す「難民証」と「隨身証」の大きな違いは、前者はタイ政府の許可なしでは国内移動が自由にできないのに対して、後者は外国への渡航も可能な点である。彼ら

は「隨身証」を持参し、バンコクにある外務省旅券課で外国人のための旅券(kan ok ekkasan doenthang samrap khon tangdao)を作成してもらう。そのため、タイ国籍を持たない雲南人であっても、「隨身証」さえあれば条件つきであるが出国できる²⁷⁾。以下に挙げる李さんの事例をみてみよう。

事例3 「隨身証」のままの李さん

李さん（女性）は1930年ビルマのワ州にあるパンロン村で生まれた。パンロン（Panglong）は19世紀末以後、中国雲南省ムスリムの末裔が土司（ソーボア）として支配していた。李さんはこの土司の末裔にあたる。李さんは14歳のときに、村がワ族に攻撃されたため、家族とともに村を離れ、1945年から1948年まで中国雲南省の親戚のいる村に逃げて避難生活を送る。しかし、しだいに中国国内における共産党と国民党の内戦が激化すると、李さんは再び家族とともにビルマに逃げ込み、ビルマのタンヤン（Tangyan）に居住する。ビルマでの避難生活中、中国雲南省の保山から避難してきた雲南系ムスリムの男性と結婚する。その後、夫の生計がうまくたたず、1963年にはビルマから北タイチェンマイ市に住む姉を頼つて移住する。その後、さらに生計を立て直すため、李さん夫婦は1967年にラオスのヴィエンチャンに再移住した。ヴィエンチャンで夫は漢方医として開業し、李さんは調剤の手伝いをした。しかし、そこでの暮らしにもかぎりがみえ、李さん夫婦は1974年に再びチェンマイに再々移住をした。

李さんが北タイに移住してきた時、chin ho opphayopとしてタイ政府に登録された。すなわち、李さんは「難民証」の保持者であった。タイ

に移住後は、漢方医として生業をたてることで順調に暮らすことができ、資本がたまつたところで、家を購入した。国籍がないと不動産は購入できないので、タイ国籍のない李さんは、タイ国籍をもつ雲南人の知人の名義を借りた。その後、1994年、チェンマイ県の「難民村」に住む複数の知人が「難民証」から「隨身証」に切り替えるという情報を聞きつけ、李さん夫婦も「難民村」の住人に混じって、役所に申請を行い「隨身証」を入手した。李さんは申請料として当時 6,000 パーツを支払った。「隨身証」は 5 年に一回更新する。現在李さんは高齢であり、しかも李さん夫婦には実子はないので、もはやタイ国籍を取得する強い希望をもっていない。これまで李さんは中国へ故郷訪問のため、またサウジアラビアへはマッカ巡礼のため複数回渡航している。

4. 帰化・同化を越えて—台湾とつながる「難民村」

ところで、雲南人一世は、法的にタイ国民として帰化し、タイで合法的な定着化を進めていても、タイ社会に同化しようという意志はほとんどない。彼らにとって、国籍はあくまでもタイ社会にうまく適応していくための手段にすぎない。むしろ彼らは、国籍取得を通じて政治的な安定を確保しながらホスト社会における定住を進める一方、その上で、自らの第 2 の故郷として台湾との関係の維持強化を目指すことで、不安定な移民社会を生き抜いてきた。

以下では、雲南人がタイにおける移民社会の安定化にむけて、どのように対外的なネットワークを構築してきたのか、台湾を通じた教育と住居環境をめぐる援助の諸相からみていく。

(1) 雲南人社会と台湾との関わり—開発を通して

タイの雲南人と台湾との関わりは、彼らがタイ・ビルマ国境で反共戦争を繰り返していたことからすでに始まっていた。1954 年、国民党軍がビルマに南下し、タイやビルマで困窮状態に陥ったとき、彼らは時の中華民国総統であった蒋介石に救助を求めた。その後、「難民村」からの強い要請を受けて、蒋介石は中華民国の僑務委員会と外交部に連絡をとり、北タイに住む雲南人の実態調査とその対策を講じ始めた。しかし、この時点における一連の支援は、雲南人がタイ社会で生きていくための生活基盤の改善を全面的に考慮したものではなく、緊急支援的な側面が強かった²⁸⁾。

その後、従来の緊急支援的な援助を改め、本格的な人道支援が開始されたのは 1980 年以後である。その際に大きな役割を果たしたのが、中華救助総会、通称、「救総」とよばれる半官半民の機関である。この組織は、1950 年 4 月 4 日に創設され、当初の名前は「中国大陆災胞救助總会」である。その後、1991 年に「中国災胞救助總会」と改称され、2000 年に現在の組織名になった。設立当初の目的は、1949 年の中華人民共和国設立に伴う、中国から台湾へ逃れてきた避難民や、海外にいる中国人への支援を行うことにあった²⁹⁾。

「救総」は 1980 年以後、中華民国政府から請け負って、北タイの雲南人に対して、農業牧畜、水利、道路、医療、技術訓練、教育、負傷兵の収容、貧民への食糧援助などを開始した³⁰⁾。例えば、1986 年から 1994 年末まで、「救総」は「泰北難民村就地救済工作 5 年計画」と後継プロジェクトとして「後続支援 3 年計画」を打ち出した。その結果、北タイに住む雲南人のうち、約 60,000 人が

自給自足の生活を営む基盤ができた³¹⁾。その後、1997年には中華民国政府の予算不足により、プロジェクトは終了に追い込まれたが、「救総」が独自にあらたな救済計画を作り、1997年1月から「泰北難民村輔導生活3年計画」を立ち上げ、3700万台湾元を投入した³²⁾。こうした「救総」による活動の資金は、台湾における商工団体、宗教団体、メディア、個人などによる寄付から集められたものである³³⁾。

また、「救総」と並行して、民間の団体も「難民村」の復興支援に大きな役割を果たしてきた。その中心となってきたのが、台北に拠点をおくカトリック系宗教団体の明愛会（通称 CARITAS）である。明愛会と「難民村」との関わりは、1970年代後半、バンコク駐在の外交部が明愛会に北タイに住む雲南人の惨状を伝えたことに始まる³⁴⁾。その結果、1980年初頭、明愛会は有志数名で北タイの雲南人集落の生活全般について調査を行った。明愛会は、北タイの雲南人調査を踏まえて、医療、教育、農業の3方面において彼らが切実な問題を抱えていることを知り、「救総」と相談した。その結果、農業開発については「救総」が担当し、医療は明愛会と「救総」の合同援助、教育については明愛会が責任を持つことになった。このように、「救総」と明愛会が両輪となって援助を支えてきた³⁵⁾。

他方タイには、雲南会館という同郷組織がある。雲南会館は、現在タイのバンコク、チェンマイ、チェンライの3箇所にある。それらは、タイ国内の華人社団であるが、台湾との渉外機関としての重要な機能を果たしてきた。雲南会館は台湾政府と良好な関係を維持しながら、「難民村」の発展と団結を目的として各種活動を実施している。

それでは以下、台湾と雲南人社会のつながりの諸相を中華学校と住居の建設事業に焦点を定めて記述していく。

（2）中華学校の設立

中華学校の設立は、雲南人社会の文化や思想を次世代に継承するうえで不可欠であり、「難民村」では雲南人がタイに移住した当初から中華学校が設立されていた。例えば、チェンライ県メーサロン村にある興華中学の場合は以下のようない経緯によって中華学校が作られた。

1961年、国民党軍第5軍の軍長である段希文によって、「光華小学」という名の幼稚園から小学校4年生までを対象にした中華学校が作られた。設立当初は簡素なもので、かや葺で作られた教室が1つしかなく、数十名の学生が共同で学習し、国民党軍軍人が教員となって指導を担当した。次年度には教室は3つに増えた。その後、1963年には学校名を「興華小学」と改称し、入学対象者を小学6年生までに拡大した。翌年の1964年には中学部を増設した。1971年には小学部と中学部を合併し学校名を「興華中学校」と定め、学生数は1,500人に達した。1972年には高等部を試行的に実施してみたが、教員となる人材の不足のため1学期で停止し、現在に至っている³⁶⁾。

2000年現在において、「難民村」は91箇所と報告されている³⁷⁾。このうち、「難民村」がある場所には、ほぼすべてに中華学校がある。各学校には、タイの国旗と並んで必ず中華民国の国旗が飾られている。現段階で、筆者が把握できているチエンマイ県とチェンライ県の中華学校数はそれぞれ、24校と52校である³⁸⁾。「難民村」にある中華学校は、そのほとんどが小学校までである。中

学校はごく一握りである。例えば、チェンライ県を例にとると、52箇所ある中華学校のうち、中学校はわずか7箇所だけである³⁹⁾。また、チェンマイ県の場合には、24箇所のうち、中学校は9箇所しかない⁴⁰⁾。しかし、雲南人たちは自分たちの子弟に対する中華教育をさらに改良するため、現在では高等学校まで建てている。筆者が把握できている高等学校は2箇所である。それらはチェンライ県にあり、聯華新村復華学校⁴¹⁾と建華高級中学⁴²⁾である。

さて、「難民村」における中華学校の発展に向けて「救総」が果たした役割は大きい。とくに、中国語教育への支援がタイ国内の「難民村」のみならず、中華民国への留学を通じて模索されてきた点である。中華民国政府は1960年から世界各地の海外華僑子弟を母国に受け入れる留学制度を開始したが、北タイにおいては早くも1962年9月から、「救総」の支援のもと公費留学がスタートした。その後、1979年以後中華民国への公費留学は、同国の僑務委員会の規定にそって、北タイにある「難民村」の中学校を卒業した成績優秀者を対象に、教育部（文部科学省）や内政部（自治省）の審査を受けた者が選ばれた⁴³⁾。

特筆すべきは、当時「難民村」から中華民国へ公費留学する場合には、タイ国籍をもっていない場合でも中華民国政府によって正式な留学生として受け入れられ、留学後は中華民国国籍を取得することができた点にある。1979年には台湾に留学した学生は52名であった。1980年には92名、1981年には146名に上る。1980年からは、台湾の普通科の高等学校に進学させる以外に、「難民村」からの人材の需要に応じて、医療看護、工業、農業、師範などの5年制の専門学校で就学の機会

を与えるようになった。専門学校の卒業生は、その技能を生かすためにタイに帰国後は、「難民村」で服務することが義務とされた⁴⁴⁾。

現在、北タイにある「難民村」の中華学校の校長には、台湾留学経験者が含まれている。例えば、チェンマイ県熱水塘村（Ban Mai Nong Bua）にある一新中学の李校長は、1962年にこの村で生まれ、1985年にチェンライ県のメーサロンにある興華中学を卒業し、台湾大安高工に公費を得て留学した経験をもつ。その後、李校長は台湾の永和市で女性と結婚し、妻を連れて母村のある一新中学にもどり、校長を務めている⁴⁵⁾。同様に、チェンライ県チェンコーン郡にある培英中学の校長は、1960年にパートン村で生まれ、その後台北建国中学に入学し、引き続き屏東農專（現在の屏東科技大学）に進学後、さらに台湾大学園芸実験室にて農業の実習に関する経験をつんだのち、北タイの母村に帰国して校長を務めている⁴⁶⁾。

また、教育現場を離れて活躍している元留学生もいる。例えば、タイの華人系新聞『世界日報』の記者である陳さんである。彼女は、チェンライ県のバーン・タム（Ban Tham）村にある中華学校を卒業し、家庭内の事情でビルマのケントゥンにある女子中学校で勉強した。その間、軍人であつた父が死亡し、母親と李さんは人生の指針を失い途方にくれた。しかし、ちょうどその時、ラオスにいた兄がチェンライに帰村して、陳さんにラオスで勉強する道を開いてくれた。その結果、陳さんはラオスのルアンパバーンにある中正中学という中華学校で再び勉学を続けることができた。その後、陳さんは中学を卒業し、台湾に公費で留学するチャンスをつかんだ。陳さんは、ラオスを離れ台北市立第一女子高級中学へ進学した。学業優

秀であった陳さんはその後、台湾の国立政治大学に入学した。タイに帰国後は「難民村」にある中華学校で中国語を教えたばかりではなく、チェンマイ大学やチェンライ商業学校などでも中国語の教師として働いた経験をもつ⁴⁷⁾。

このように「難民村」では、留学経験のある中華学校の校長が雲南人子弟の教育に重要な役割を果たしてきたが、こうした留学制度のみならず、「難民村」における中国語教育を支える人材育成を目的として、台湾から教師派遣も行われてきた。それは 1985 年以後、タイ政府が「難民村」における全日制の中国語教育を禁止したことにも起因している。1985 年以前は、雲南人たちは朝から夕方まで中国語学校で勉強していた。しかしタイ政府による中国語教育に対する圧力によって、雲南人は中国語の学習時間をタイの公教育の前後の時間帯にあたる早朝と夕方に組み込むことしかできなくなってしまった。例えば、チェンライ県にあるメーサロン村の興華学校では、もともと中華学校として利用していた敷地と校舎がタイ政府によって没収されたうえ、それらはタイの小学校に立て替えられた⁴⁸⁾。その結果、「難民村」の雲南人たちは、中国語学習時間が減ったばかりではなく、家庭で補習を行うなどの対応策をとることで中国語教育を維持せざるを得ない状況に追い込まれた。

しかし、「難民村」の住民たちは台湾側との回路を維持することで、中国語教育の持続を可能にした。具体的には、1986 年以後、政府機関の僑務委員会と教育省が「難民村」の逼迫した教育現状を改善するための支援をあらたに始めた。

教材、机やいすなどの設備投資のみならず、「難民村」における中国語教師の研修訓練や、将来教師を目指す人材を台湾の師範学院で長期訓練をさ

せるプログラムが立ち上がった⁴⁹⁾。とりわけ、1995 年から、政府機関の僑務委員会が「泰北専案」(北タイ特別案件)をつくり、雲南人の支援復興に 15 万ドルの予算を計上している点が幸いした⁵⁰⁾。この案件により、従来どおり教師の訓練を北タイでおこなうのみならず、台湾から退官した優秀な教師陣を「難民村」へ送りこむプログラムがつくられた。台湾からの退官教師陣による在村の雲南人教師への教員訓練である。訓練は、チェンマイ県とチェンライ県にある中華学校の中から定められた 3 つの拠点で毎年約 2 ヶ月おこなわれた。たとえば、1999 年にはチェンライの一新中学、建華中学、光復中学の 3 箇所で教師訓練がおこなわれた。この訓練を受けた難民村の地元教師は全部で 200 人であった⁵¹⁾。

他方、台湾側の支援を受けながら、タイの雲南人も自分たちの力で中国語教育に力を入れている。すでにのべた雲南人の同郷会館である雲南会館は、「泰国雲南会館文教基金会」という互助会を設けている。この基金は、雲南人を含む各界からの寄付によって成り立っている。文教基金会がおこなっている活動の目玉のひとつが、中華学校の教師と生徒に対する奨励金付与である。毎年中国の正月にあたる春節になると、雲南会館は、「難民村」にあるすべての中華学校の教師に慰問金と優秀な学生に奨励金を配る。こうした活動は 2000 年時点で 4 年目になる。教師の慰問金は、中華学校での勤続年数によって金額が異なる。教師は勤続 30 年以上であれば、2,000 バーツ、20 年以上は 1,500 バーツ、10 年以上は 1,000 バーツ、10 年未満は 600 バーツである。他方、学生については、小学生には 500 バーツ、中学生には 1,000 バーツの奨励金が与えられる。文教基金会は、毎年その年度

の奨励金ならびに慰問金授与者の名前を『世界日報』の一面に発表している。2000年の場合、奨励金と慰問金の授与対象となった中華学校は、計70箇所である。そのうち、教師は537名、学生は478名である。文教基金会からの授与額は総額69万500バーツであった⁵²⁾。

(3) かや葺家からトタン屋根へ

北タイ各地の「難民村」には、ほぼ必ずといつていいほどトタン屋根つきのコンクリート製の家が建てられている。このトタン屋根の家は、どの家でも似通った構造になっている。部屋は全部で3つあり、通常、正面の部屋は祖先を祭る空間となり、残りの左右1つずつが子供部屋や寝室、あるいは調理場として利用されている⁵³⁾。

こうしたトタン屋根の住居は台湾からの援助によるところが大きい。1950年代から1960年代当初、戦乱を経て北タイへ移住した雲南人は、かや葺の家で生活していた。しかし、台湾が数次にわたって「かや葺家の改築運動」を展開することで、彼らの住環境は著しく向上し整備されてきた。「救総」がかや葺家の改築に関与したのは1992年以後と思われる。具体的には1992年1月から1994年12月にかけて、「救総」は上述の「後続支援3年計画」を開始したが、その計画の中に「難民村」における家屋改善を援助項目として加えた。その結果、このプロジェクトの期間中、約320戸を対象に、合計920万バーツが投資された⁵⁴⁾。

メーホーンソーン県に住む雲南系漢人の段さんの事例は、台湾からの援助によってどのように家が建築されたのかを示している。1995年、段さんはつぎのように筆者に語った。

数年前、台湾政府から家を建てるためにセメント代350バーツと、トタン屋根28枚が援助されました。それまでは村内に住む知人の家で借家生活をしていたのです。家の柱にするための木は山から切って自分たちで調達しました。豚小屋とトイレは、あとから自分たちで付け加えました。豚小屋を作るのに600バーツ、トイレには500バーツかかった。金がたまつたら、将来は家の土床をコンクリートにしたい。

「救総」による住居に対する支援策のなかで、比較的最近おこなわれた大がかりなプロジェクトのひとつに、「3000軒のかや葺家を瓦屋根に改築する運動」がある。1999年12月21日から24日の『世界日報』には、「救総泰北扶国計画円満完成」というタイトルの記事が連載され、「救総」が北タイに住む雲南人に対しておこなった新しい住居支援計画が完成したという報告とその経緯などについて記されていた。この運動は1997年に開始され、1999年に計画は完了した。この運動は、国家資金を使わずに、民間から寄付金を調達したところに特色がある。

この運動を実行する上で指導的な役割を果たしたのは、「救総」の第25期理事長の郭氏である。郭氏は1996年秋に理事長に就任した⁵⁵⁾。理事長就任後、郭氏は、国会議員やマスコミ関係者とともに雲南人集落を視察し、北タイの雲南人集落の実情把握に努める一方、民間人からの寄付を集めるために、台湾の財界人、宗教団体、慈善団体をまじえた座談会や宴席の場を設けた。寄付総額については明らかではないが、救総の資金と各界からの支援のもと、当初3年計画であったところが、2

年半で完了した⁵⁶⁾。

寄付方法は、団体で寄付する場合もあれば、個人で寄付する場合もあった⁵⁷⁾。最高額の寄付者は、中国佛教協會理事長の淨心大師である。彼は台湾幣 800 万元を寄付し、100 戸の住宅を改築した。このプロジェクト前後に、彼は 9 回も熱心に北タイを訪問し、その結果寄付の累計総額は台湾幣 5000 万元にものぼる。また、ある民間人は個人で台湾幣 100 万元を寄付している。また、団体としては「中国團結自強協會」が台湾幣 100 万元を寄付し、それは 25 戸分の改築分に相当する⁵⁸⁾。

こうして援助を受けた住居には、必ず「救総」の名前とともに「中華民国×年×月×日捐建」とペンキなどで記されている。これは「難民村」が台湾からの援助によって成り立ってきた歴史的経緯を家屋そのものに刻みこむ手段である。加えて、こうして台湾から受けた援助によって、雲南人自身も台湾とのつながりを強く意識し、その絆を大切に維持したいと切望している。そのため、台湾からの援助を受けたあと、村名まで変えてしまう場合も決して珍しくない。例えば、2000 年、台湾のロータリー社（中国語で扶輪社）がチェンライ県のフェイモー村（タイ語で Hui Mo、中国語では回馬村と表記）を対象に、49 戸のかや葺家を瓦屋根に改築する計画を完了した。感激した住民は、村名をもとの中国語名の回馬村から「扶輪和平村」（ロータリー和平村）へと変更した⁵⁹⁾。

5. おわりに

本論は難民・移民として生きてきた雲南人当事者の視点から、国家の壁や垣根を越えて生きぬいていこうとする彼らの生存戦略の一端を、主に定

着初期過程における国籍取得と国境を越えたネットワークから描きだしたものである。具体的には、タイ国家の雲南人に対するまなざしを国籍問題から概観し、雲南人社会内部でも、タイ国内の共産ゲリラの撃退に貢献した一部の国民党軍のみが、「国民」として選定され、合法的な地位を獲得することができた反面、多くの雲南人はいまだに定住国における国籍をもたない状態に追いやられていることを示した。雲南人社会で今なお彼らの居住集落が「難民村」と呼ばれている背景には、彼らの歴史的移住の経緯のみならず、タイ国家との関係のなかに置かれた彼らの政治的・法的立場の弱さが影響していると考えられる。

しかし、難民を居住国における法的・政治的カテゴリーに還元するのではなく、当事者の視点からその生活世界をみたならば、そこには国家に対する難民のしたたかな戦略があることが分かる。難民としての法的地位からの脱出を目指し、雲南人がさまざまな手段を通じてタイ国籍取得を目指している姿は、異郷の地において同化することが目的ではなく、最低限の生活保障として国籍が捉えられていることを示している。また、タイ国籍を取得し、法的にはタイ「国民」になってながらも、彼らの第 2 の故郷として台湾・中華民国の存在が常に意識されていることは本論文が取り上げた台湾からの開発援助の諸事例からも明らかである。とくに本論で取り上げた中華学校については、タイ社会からその代替となる援助機関を探しだすことは難しいため、雲南人は独自の文化を継承していくために、台湾からの各種援助を引きだしてきた。

一方台湾側も、雲南人社会を単なる援助の対象として認識しているわけではない。「難民村」にあ

る中華学校では台湾の国旗が飾られている。北タイに林立する中華学校に対して、台湾が一律に支援を行っていく姿勢は、異なる背景をもつさまざまな雲南人の歴史的経験の差異を解消させ、台湾への忠誠心を醸成させていくうえで不可欠な文化装置としても機能しているとも考えられる。

このように、雲南人は、タイか台湾かといったどちらか一方への帰属意識にこだわるのではなく、むしろ難民・移民という不安定な生活を保障していく手段として双方との関係性を重視し、つながりを交渉してきた。すなわち、雲南人が住む「難民村」には、文字通りタイ国家と彼らの歴史的周縁性が言葉によって示されているが、そればかりではなく台湾からの支援を引き出し、その関係性を確認し、さらに持続させるための雲南人自身による生きた戦略がこめられていることを考察した。難民・移民をめぐる生存戦略がどのように作用しているのか、国家の枠組みを取り扱って当事者の視点に立ち多元的に見ていくことが今後ますます重要だと思われる。

【注】

¹⁾ タイにおける外国人の国籍問題については、岸本[2001]、永井[1999; 2006]玉田[1999; 2005; 2006]などが参考になる。

²⁾ 本論文が依拠する資料はタイを中心に1995年7月から1995年9月、1996年3月の短期調査と、平成9年度文部省（現文部科学省）アジア諸国等派遣留学生として1997年10月から2000年3月までの長期調査、ならびに平成15年度～平成17年度科学研究補助金基盤研究（A）「東南アジア大陸部・西南中国の宗教と社会変容－制度・境域・実践」（代表：林行夫）の研究支援をもとに行った。加えて、2006年から2007年にかけての台湾における現地調査に基づいている。

³⁾ 1953年5月には、国民党軍の武装解除と撤退について審議する国連による4カ国会議がバンコクで開かれたが、

その際、ビルマ、アメリカ、台湾に加えて、タイが代表国として参加した。また、1954年11月から始まった国民党軍の第1回撤退時には、タイ政府はタイ領内の飛行場を使用させるなど、国民党軍の撤退作業には関与してきた。その翌年の1955年の11月22日には、タイ政府は国民党軍をタイ領内に入れないという布告を出している〔Taylor 1973:46; Kanchana n.d.:9-10; Kritsana 1990:7〕などを参照。

⁴⁾ Kanchana [n.d.: 49-50]参照。

⁵⁾ McCoy [1972]など。

⁶⁾ McCoy [1972]など。

⁷⁾ Boucaud, André and Louis [1992: 27] 参照。

⁸⁾ Kanchana [n.d.:21-28]や Chang [2002]など。

⁹⁾ 雷[n.d.: 10-11]参照。

¹⁰⁾ Kanchana [n.d.: 56]参照。

¹¹⁾ 柏[1982: 166-174]、雷[n.d.: 10-13]参照。

¹²⁾ 柏 [1982: 153]、雷[n.d.: 11]参照。

¹³⁾ Kanchana [1992: 197]参照。

¹⁴⁾ Kritsana [1990: 21]参照。

¹⁵⁾ 2007年8月、チェンライ県メーサロン村における元国民党軍人の末裔からのインタビュー。雷[n.d.:13]参照。

¹⁶⁾ Kanchana [n.d.: 22-25]参照。

¹⁷⁾ 1978年5月30日の内閣閣議決定による。この内容は筆者がメーホーンソーン県パイ郡府から入手した複写資料による。

¹⁸⁾ Kanchana [n.d.: 202]参照。

¹⁹⁾ Kritsana [1990:32]参照。

²⁰⁾ ここで示された数字は Kanchana[n.d.: 203]にもとづく。Anan [1990: 32]には第5期に合法的な入国者の身分を付与されたのは8,549人と書かれている。

²¹⁾ Kanchana [n.d.: 202]参照。

²²⁾ Kanchana [n.d.: 203]参照。

²³⁾ Kanchana [n.d.: 202-203]。その後、1990年に雲南人の合法的入国者の地位変更について法的改正が行われ、元国民党軍人ならびにチンホー難民を対象に、外国人登録証を各期 500 人ずつ付与する方針がとられた[Anan 1990 : 57.]。

²⁴⁾ こうした国籍取得をめぐる複雑な背景には、同じ国民党軍といつても、その来歴が多様であり、また、ビルマから国民党軍がタイに定着した後も不法に入国した雲南人がいたことも関係していると思われる。また、こうした聞き取り調査から、軍長や参謀クラスといった高官などはタイ国籍を取得したが、下級の兵士たちには実質的には国籍は付与されなかつたと考えられる。

²⁵⁾ Kanchana [n.d.: 202-203]参照。

²⁶⁾ 片岡[2004:194-195]は、国民党軍関係者が国籍取得のために当地に住むラフ族を自称しているケースを脚注で述べている。

²⁷⁾ 中華民国は「隨身証」の法的身分しか持たない雲南人

の入国を禁止している。

28) 例えは 1954／5 年には、タイ・ビルマ国境域で苦戦している国民党軍軍人の名簿に記載されている約 1,395 人に対して、慰問金が一時的に支払われ、さらに 1955 年 2 月には約 3,170 米ドルの追加が行われた。その後、台湾から派遣された代表団による実態調査が実施され、「難民」に相当する人がゆうに 3,000 人を越えることを確認し、1955 年 10 月には、計 10,000 米ドルが「難民村」各地に分配することが決定され、2 回に分けて 5,000 米ドルずつ各村に送られた。その後 1956 年 11 月 2 日には、「難民村」に住む子供たちの教育などのためにさらに 12,000 米ドルの追加支援を行った[雷 n.d.:14]。

29) <http://www.cares.org.tw/>、2005 年 4 月 19 日) 参照。

30) 中華救助總會[n.d.: 85]参照。

31) 國史館館刊編集委員[2002: 270-274]参照。

32) 雷[n.d: 14-15]、中華救助總會[n.d.: 85-86]参照。

33) 中國災胞救助總會[1995: 121-128]参照。

34) 2007 年 8 月、明愛会の林さんからのインタビューにもとづく。

35) 明愛会は「泰北文教服務組」という作業班をつくり、北タイ専門の教育支援体制をつくった。泰北文教服務組による教育支援には、学生の学費補助、教師の給料補助、学生の食費補助、台灣教師による北タイ雲南人教師の研修会の実施、コンピュータなどの機材や図書、文房具などの寄付、さらに校舎建築などがある。2007 年 8 月、明愛会の林さんからのインタビューにもとづく。

36) 2007 年 9 月、興華中学における校長とのインタビューにより。

37) 『世界日報』1999 年 12 月 29 日には、現在、北タイには約 90 以上の難民村があり、そのほとんどに中華学校があると書かれている。また、『世界日報』2000 年 1 月 29 日には、先に述べた中国災胞救助總會の資料にもとづいて 91 箇所と記してある。

38) 『世界日報』1999 年 2 月 2 日、1999 年 12 月 7 日。

39) 『世界日報』2000 年 2 月 26 日。このうち、6 箇所については以下になる：

満堂村建華中学(バーン・タム Ban Tham 村)、満星疊大
堂中学(ヒンテーク Hintaek 村)、美斯樂興華中学(メ
ーサロン Mae Salong 村)、老象塘泰華中学(フウイライ
イ・サマキー Ban Huirai Samakhi)、聯華村復華中学(タ
イ語村名不明)、茶房村光復中学(ワーヴィ Wawi 村)。

以上『世界日報』2000 年 2 月 2 日参照。

40) 以下の村である：熱水塘一新中学(バーン・マイノン
ブア Ban Mai Nong Bua)、大谷地華興中学(アルノタ
イ Arunothai 村)、辺龍村(ビエンルアン Bian Luang
村)、光華中学、黄果園群英中学(タイ語村名不明)、昌
良村育英中学(タイ語村名不明)、清邁雲嶺中学(チエ
ンマイ市)、清邁思光中学(タイ語村名不明)、万養村忠
貞中学(バーン・ヤーン Ban Yang 村)、新華村中華中
学(タイ語村名不明)。以上『世界日報』2000 年 2 月 2
日参照。

41) 台北市雲南省同鄉會 [2000: 223] 参照。

42) 『世界日報』2000 年 2 月 26 日参照。

43) 中國災胞救助總會[1995: 8]参照。

44) 雲南旅臺同鄉會文獻小組 [1981: 13] 参照。

45) 柏・汪[2007: 128—130]参照。

46) 柏・汪[2007: 142—143]参照。

47) 『世界日報』2000 年 1 月 29 日参照。

48) 2007 年 9 月、興華中学における校長とのインタビュー
一より。

49) 『世界日報』2000 年 3 月 11 日参照。

50) 『世界日報』1999 年 12 月 7 日参照。

51) 『世界日報』1999 年 12 月 29 日参照。

52) 『世界日報』2000 年 2 月 1 日参照。

53) 真正面の部屋に入ると、その壁には「天地國親師」と墨で書かれた赤字の大きな紙が貼られている。そこには各家の姓が書かれている。はり紙に沿って小さな祭壇がおかれ、その上にはいつも線香や食糧が並べられている。祭壇は、とくに農曆にそって行われる年中行事があるときには、さまざまな供物でぎわう。このような祖先祭祀空間は、雲南系漢人の家であればほぼ間違なく観察することができる。また、「対聯」とよばれる、対にして詠まれた詩が赤い細長い紙の上に書き記され、入り口の門に飾られている。中国の新年にあたる春節になると、新しい詩句とともに「対聯」は貼りかえられる。

54) 中國災胞救助總會[1995: 15]参照。

55) 『世界日報』2000 年 2 月 4 日参照。

56) 『世界日報』1999 年 12 月 22 日、台北市雲南省同鄉
會 [2000: 218] 参照。

57) 全寄付者名は、『世界日報』2000 年 2 月 4 日に詳しく
掲載されている。

58) 台北市雲南省同鄉會[2000: 219]参照。

59) 『世界日報』2000 年 3 月 7 日参照。

【引用文献】

Anan Bamrungphruk 1990. *Panha Chonklumnoi kap Khwammankhong haeng Chat: Suksa Chao Koroni Chinho (Phu Opphayop Adit Thahan Chin Khanachat)*. Bangkok: Witthayalai Pongkan Rachaanachak.

- Boucaud, André and Louis 1992. *Burma's Golden Triangle: On the Trail of the Opium Warlords*. Bangkok: Asia Books.
- 柏楊 1982. 『金三角・邊區・荒城』時報文化出版。
- 柏楊・汪詠黛 2007 『重返異域』時報文化出版。
- Chang Wen-Chin 1999. *Beyond the Military: The Complex Migration and Resettlement of the KMT Yunnanese Chinese in Northern Thailand*. Ph.D. Thesis, Katholieke Universiteit Leuven.
- 2001. From War Refugee to Immigrants: The Case of the KMT Yunnanese Chinese in Northern Thailand. *International Migration Review* 35(4):1086-1105.
- 2002. Identification of Leadership among the KMT Yunnanese Chinese in Northern Thailand. *Journal of Southeast Asian Studies* 33(1):123-146.
- 2004. Gunaxi and Regulation in Networks: The Yunnanese Jade Trade Between Burma and Thailand 1962-88. *Journal of Southeast Asian Studies* 35(3):479-501.
- 鄧克保 1961. 『異域』星光出版社。
- Forbes, Andrew D.W. 1987. The 'Chin-Ho' (Yunnanese Chinese) Caravan Trade with North Thailand during the Late Nineteenth and Early Twentieth Centuries. *Journal of Asian History* 21 (1):1-47.
- Forbes, Andrew; and Henley, D. 1997. *The Haw: Traders of the Golden Triangle*. Chiang Mai: Teak House.
- 國史館館刊編集委員 2002. 「梁永章先生傳略」『國史館館刊復刊』(33) : 270-274.
- Hill, Ann Maxwell 1998. *Merchants and Migrants: Ethnicity and Trade among Yunnanese Chinese in Southeast Asia*. (Monograph 47). New Haven: Yale Southeast Asia Studies.
- Kanchana Prakatuthisan 1992. *Doi Mae Salong nai Adit*. Chiang Mai: Sayamrat.
- n.d. *Kongphon 93 Phu Opphayop Thahan Chin Khanachat bon Doi Phatang*. Chiang Mai: Sayamrat.
- 片岡樹 2004. 「領域国家形成の表と裏—冷戦期タイにおける中国国民党軍と山地民」『東南アジア研究』42(2) : 188-27.
- Kritsana Charoengwong 1990. *Kan Suksa Klum Khon Chin Opphayop (Kongphon 93) Khet Chaidaen Phak Nua khong Prathet Thai: Kan Plianplaeng thang Setthakit Sangkhom lae Kan Muang* (Raingan Wichai Chabap thi 92). Chiang Mai: Sathaban Wichai lae Phatthana Chumchom, Phayap University.
- 岸本ゆかり 2001. 「タイのベトナム人」『年報タイ研究』1:51-67.
- 雷雨田 n.d. 『從戰亂到昇平看泰北蛻變』.
- McCoy, Alfred W 1972. *The Politics of Heroin in Southeast Asia*. New York: Harper & Row, Publishers.
- 永井史男 1999. 「タイ国における地方行政システムと開発」村松岐夫（編）『途上国の地方行政システムと開発』（平成9・10年度科学研究費補助金基盤研究(B) (2)研究成果報告書）pp.101-210.
- 2006. 「内なる国際化へ向かって—タイのグローカリゼーション」河原祐馬、植村和秀（編）『外国人参政権問題の国際比較』昭和堂、pp.222-252.
- 王 柳蘭 2004. 「国境を越える『雲南人』—北タイにおける移動と定着にみられる集団の生成過程」『アジア・アフリカ言語文化研究』67: 211-262.
- 2006. 「『難民』から『華』人への道—戦乱と越境に生きる北タイ雲南人の民族誌」京都大学大学院人間・環境学研究科博士学位申請論文.

- 2007. 「移動をめぐる歴史的経験の重層性—タイ・ビルマ国境の雲南系漢族・雲南系回族の事例から」『社会人類学年報』33:171–183.
- 2008. 「『難民』を通じて移動を考える—北タイ雲南系華人の事例から」李仁子、金谷美和、佐藤知久(編)『はじまりとしてのフィールドワーク—自分がひらく、世がわかる』昭和堂、pp.119-135.
- 台北市雲南省同郷会 2000. 『雲南文献』(20)、雲南文献社.
- Taylor, R.H. 1973. *Foreign and Domestic Consequences of the KMT Intervention in Burma*. Data Paper, No.93, Southeast Asia Program, Department of Asian Studies. Ithaca: Cornell University.
- 谷口裕久 2001. 「雲南系漢人における移住・家族・祭祀—タイ北部の事例から」吉原和男、クネヒト・ペテロ(編)『アジア移民のエスニシティと宗教』風響社、pp.351–74.
- 玉田芳史 1999. 「タイの国籍法と住民統制—中国系住民をめぐって」村松岐夫(編)『途上国の地方行政システムと開発』(平成9・10年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2)研究成果報告書) pp.73-99.
- 2005. 「タイにおける外国人の政治的権利：争点の変遷とその背景」河原祐馬(編)『外国人参政権問題の国際比較研究』(平成15・16年度科学研究費補助金基盤研究(B)研究成果報告書) pp.21-50.
- 2006. 「タイにおける外国人の政治的権利」河原祐馬、植村和秀(編)『外国人参政権問題の国際比較』昭和堂、pp.190-221.
- Wang Liulan 2006. Hui Yunnanese Migratory History in Relation to the Han Yunnanese and Ethnic Resurgence in Northern Thailand. *Southeast Asian Studies* 44(3):337-358.
- Wittaya Wacharakiaittisak 1996. *Panha Chinho Opphayop dai Kankhuapkhum khong Krasuang Mahathai: Sukusa Chapo Koroni Amphoe Maesai Changwat Chiang Rai*. Chiang Mai: Bandit Withiyalai, Mahawithiyalai Chiang Mai.
- 吉松久美子 2003. 「ミャンマーにおける回族（パンデー）の交易路と移住—一九世紀後半から二〇世紀前半を中心にして」『イスラム世界』61: 1-25.
- 雲南旅臺同郷會文獻小組 1981. 『雲南文献』(11)、雲南旅臺同郷會.
- 中華救助總會編 n.d. 『耕耘—救總五四年戴工作紀實』中華救助總會.
- 中國災胞救助總會編 1995. 『救總泰北難民村救助工作報告』中國災胞救助總會.

新聞記事等

- 『世界日報』1999年、2000年
<http://www.cares.org.tw/> (2005年4月19日)